

令和4年第1回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年1月13日（木） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1 番：中川 光春	2 番：道園 浩二	4 番：小島 政文
5 番：尾上 春樹	6 番：告宮 幸一	7 番：塚本 壽
8 番：山田 和治	9 番：寺本 眞理子	10 番：井川 輝征
11 番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

3 番：田口 昭広

○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

1 番：本郷 昭博	3 番：松岡 哲治	4 番：矢野 解光
5 番：田口 宗一	6 番：下崎 省一	7 番：宮島 正文
9 番：藤井 雅史	10 番：小崎 良一	11 番：木川 保
12 番：一川 清	13 番：西村 隆	15 番：湊上 米作

（欠席：3名）

2 番：牧 正徳	8 番：坂口 恵美子	14 番：草野 義雄
----------	------------	------------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：山川 茂夫	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第1号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第3号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和4年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、3番の〇〇委員及び〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、10番の〇〇委員、2番の〇〇委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の訂正があります。 議案書5ページ、議案第3号「農用地利用集積計画の審議について」の議案説明文「芦北町長より提出されたの」のあとに「で」を追加してください。 また、議案書6ページ、一番下「所有権移転の部」1番の中央部分にある「利用権の設定者」を「所有権の移転者」に修正してください。 同じく議案書6ページ、最上段の4番ですが、「利用権設定等申出取下願」が申請者から提出されたので、議案から取り下げることが報告します。 それに伴い、整理番号5～7番を1つずつ繰り上げてください。 それでは議事に入ります。 報告第1号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第1号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第1号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 1 号については、これで終わります。 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名は記載のとおりです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、旧女島小学校、現在の女島地区生涯学習センターの南側、約 4 0 0 m の位置になります。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は農地として管理条件を整え、適正に管理するということでした。 総会資料の 2 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由は、譲渡人は、県外に在住しており耕作管理できないため、譲渡する。譲受人は、譲受し、畑として活用する。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、J A あしきた 芦北給油所の北東側、約 1. 6 k m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、柿などが植えてある状態で、譲り受けた後も適正に農地として管理するということでした。 総会資料の 4 ページをお願いします。 契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理できないため、譲り渡し、譲受人は、譲受し、隣接する自己保有農地を含め耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、中園公民館の南西側、約 1 5 0 m の場所と資料の 6 ページを含めた全部で 6 筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、譲り受けた後は、耕作管理を継続するということでした。

総会資料の 7 ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理ができないため、譲渡する。譲受人は、譲渡を受け、農業経営を継続する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の 3 ページをお願いします。

4 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、田浦阿蘇神社の東側、約 4 5 0 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、譲り受けた後も耕作管理を継続するということでした。

総会資料の 9 ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、県外に在住しており耕作管理できないため、贈与する。譲受人は、贈与を受け、農業経営を継続する。ということです。

	譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 2 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7 日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。 事務局の説明どおりですので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員からの説明のとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	宮浦地区の江口興産の下側になりますが、事務局から説明のあったとおり、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	先日、事務局と一緒に現地確認に行きまして、〇〇委員が言われたように問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	3 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	7 日に〇〇推進委員、事務局と現地を見ましたが、譲受人は、経営拡大をされており、適正に管理されているので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	7 日に〇〇委員、事務局と現地を確認いたしました。 事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	4 番の案件は、私が担当委員ですので、私から説明します。 〇〇推進委員、事務局と現地を確認いたしまして、適正に管理されておりました。問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。 担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	議長が言われたとおり、適正に管理されておりましたので、問題ないと思

	ます。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 1 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、駐車場です。 総会資料の 10 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、しろやまスカイドームの北側、約 100 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の東側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 11 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となりま

す。

総会資料の 1 2 ページをお願いします。

農地区分ですが、申請地は肥薩おれんじ鉄道佐敷駅より、3 0 0 m 以内に存在しており、市街化の傾向が著しい区域に該当することから、第 3 種農地に該当します。

総会資料の 1 3 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は第 3 種農地に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、隣接する持ち家に駐車場が不足することから、申請地に駐車場を設けるため、申請するもの」です。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、植林です。

総会資料の 1 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、杉園公民館の東側、約 3 5 0 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、隣接地に農地は存在しますが山林化しており、今後も耕作される見込みはないため、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の 1 5 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

総会資料の 1 6 ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がり約 0. 5 h a です。

総会資料の 1 7 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地周辺は山林化しており、イノシ

シやシカなどの被害により、生産性が低下し、耕作を継続することが困難であることから、植林し山林として管理するため、申請するもの」です。代替性については、転用目的が耕作条件の悪いことによる植林であるため、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、認定こども園施設です。

総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場本庁舎の西側、約120mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地に隣接した場所に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の19ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は集落排水合を活用し、既存水路へ排水する計画となっています。

総会資料の20ページをお願いします。

農地区分図ですが、申請地は芦北町役場本庁舎より300m以内に存在しており、市街化の傾向が著しい区域に該当することから、第3種農地に該当します。

総会資料の21ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は第3種農地に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、既存の施設が令和2年7月豪雨により被災し、建て替えを行うため、申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番と 3 番の案件をまとめて、担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	7 日に〇〇委員、事務局と現地確認に行きました。 1 番については、家の横で塀に挟まれておりますけれども、何ら問題ないと思います。 3 番については、水害により 2 m くらい嵩上げするということですが、建物自体も既に解体が始まっております。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	2 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	以前は水田として利用されていたということですが、現在は周りが山林化しておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員と事務局の説明どおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。

	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 3 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 2 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の 6 ページをお願いします。 冒頭に説明したとおり、取下げがあった 4 番を削除し、残りの 5 番から 7 番を繰り上げて説明します。 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 20 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 所有権移転の部 1 番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、売買価格は備考欄のとおりです。 これは、農地中間管理機構を通して、所有権移転を行う事業になります。 以上で説明を終わります。

議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第3号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、意義ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、意義ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、意義ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
----	--